

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 一〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二〇

公 告

- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇

正 誤

- 平成二十一年一月九日付け定例第二千四十五号中 三〇

告 示

福島県告示第十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により延べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ユニクロ会津アピオ店・(仮称)西松屋会津アピオ店 会津若松市町北町大字始字宮前十四番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
周辺住民からの苦情や要望等があった際には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
1 意見書の提出者

2 会津若松商工会議所 意見の概要

- (一) 出入口一から入庫する場合、繁忙日等の駐車場混雑時は、国道四十九号線沿いに入庫待ちの車列が発生する可能性があり、その影響により右車線の混雑も予測される。また、出入口一は国道四十九号線と市道(町三一一三七)が交わる交差点から百メートル弱程度で、当該交差点の交通にも影響する可能性は否めない。出入口一からの入庫をスムーズに行うため、交通整理員を繁忙日だけでなく常時設置するなどの対策を講じること。
 - (二) 市街地方面からの来店客のため、国道四十九号線観音前交差点手前で右折誘導看板を設置予定であるが、市道(町三一一三七)から右折入庫できないにも関わらず、市道(町三一一三七)から当該店舗へ来店できると思い込む来店客も多いため、市道(町三一一三七)の大幅な通行量増加に伴い、国道四十九号線からの右折待ちの渋滞など、当該交差点の交通事故を誘発する可能性もあるため、当該交差点手前等での市道(町三一一三七)から右折入庫不可を示す看板を設置するなどの対策を講じること。
 - (三) 入出庫時の方角により出入口の選択肢がある旨のチラシ等による事前告知や、店内・駐車場内へ出入口配置図・駐車場内順路を表示する看板等の設置など、車に乗り込む前に確認できるような対策を行い、駐車場内、隣接道路等の渋滞・混雑や交通事故等の事前防止に努めること。
 - (四) 右記(一)から(三)による、徹底した渋滞・交通事故防止策を講じ、十分な安全性の確保に努めること。
 - (五) 当該地域特有の除雪対策等には特に配慮すること。
 - (六) 共存共栄を図るべく、地元業者者のイベント等へ参加するなど、地域貢献に努めること。
- (六) 開店後に生じる運営上の問題については誠意をもって取り組むこと。
(商業まちづくり課)

福島県告示第十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により延べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ会津若松店 会津若松市町北町大字上荒久田字村北六十六番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

- 1 A―一駐車場(百十九台)の東側の位置指定道路については、私道であり、地元住民の生活道路であることから、迷惑とならぬよう、A―一、A―二駐車場から国道四十九号への車両の左折流出時の際には、位置指定道路を利用せず、正規の出口であるE―二を利用するよう、案内誘導看板の設置等の措置を講ずること。
 - 2 開店後においては、国道四十九号東方面から進行し、上荒久田交差点をUターンする車両や同交差点を右折した後、さらに市道町三―三四号線、市道町三―三五号線を右折しようとする車両による交通渋滞等が発生することも十分に考えられる。そのような場合、右折禁止看板の設置等の事後対応を行い、店舗来店者による渋滞の解消を図ること。
 - 3 屋外広告物の設置等の景観面については、市景観条例に基づき、担当課と十分な事前協議を実施するとともに、その協議内容については最大限に配慮を行うこと。
 - 4 夜間の照明や騒音については、周辺住民に十分配慮するとともに、苦情等があった場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- 1 意見書の提出者
会津若松商工会議所
 - 2 意見の概要
 - (一) 駐車場への入庫車両は、全て国道四十九号線会津坂下町方面からの進入となり、スムーズな入庫が行われたとしても、入庫する際の減速等による左車線の慢性的な渋滞、特に繁忙日には、国道四十九号線沿いに入庫待ちの車両も発生するものと思われ、その影響により右車線の混雑も予測される。また、入口E―一は荒久田交差点から約五十メートル程度で、当該交差点の交通にも影響する可能性は否めないため、入口E―一からの入庫、出口E―二からの出庫をスムーズに行うための対策を講ずること。
 - (二) 入口E―一の数メートル手前には路線バスの停留所があるため、路線バス運行に支障をきたさぬよう十分配慮すること。また、停留所を利用する歩行者や歩道を通行する自転車等の十分な安全確保に努めること。
 - (三) 店舗前の国道四十九号線は三キロメートル以上直線が続き、混雑時以外はスピードを出しやすいため、入庫時の歩行者等への十分な安全確保に努めること。右記(一)から(三)のため、交通整理員を繁忙日だけでなく常時設置するなど、徹底した渋滞・交通事故防止策を講じ、十分な安全性の確保に努めること。
 - (四) 中心市街地や市内の北東方面から来店する客の多くは、国道四十九号線郡山方面から当該店舗に向かう可能性が高く、荒久田交差点付近の更なる混雑が予想される。特に、右折レーンは、設置予定の誘導看板に従い、右折する車両の増加の他、誘導看板に反したUターンによる来店も懸念され、交通渋滞・交通事故が発生する可能性も否めない。その対策として、既に計画している誘導経路の他、更に早い段階(広域)での誘導看板の設置や折込チラシでの周知等、渋滞・交通事故防止策を講じ、十分な安全性の確保に努めること。
 - (五) 当該地域特有の除雪対策等には特に配慮すること。

- (六) 共存共栄を図るべく、地元事業者のイベント等へ参加するなど、地域貢献に努めること。
- (七) 開店後に生じる運営上の問題については誠意をもって取り組むこと。
(商業まちづくり課)

福島県告示第十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)リオン・ドール保原店 伊達市保原町上保原字金山三番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、高郷地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年一月十九日から
同 年二月九日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
喜多方市役所
(農村計画課)

公 告

公告第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
郡山市田母神土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 正美 郡山市田村町田母神字新屋敷三六番地

(農村計画課)

公告第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

広野町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡邊 正伯 双葉郡広野町大字折木字上原二五番地の一

同 根本唯一郎 郡同 町大字折木字高倉一七番地

同 門馬 巧 郡同 町大字上北迫字土ケ目木五番地

同 鯨岡 孝行 郡同 町大字下浅見川字久保一番地

同 芳賀 吉幸 郡同 町大字上浅見川字大谷内五七番地

同 大和田久司 郡同 町大字下北迫字東町六番地

同 渡邊 正俊 郡同 町大字上北迫字北の内前三番地

同 秋田 實 郡同 町大字折木字西の沢九三番地の一

同 鈴木 良平 郡同 町大字下北迫字新町八八番地

同 根本 敏行 郡同 町大字上浅見川字長畑一二七番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡邊 正伯 双葉郡広野町大字折木字上原二五番地の一

同 根本唯一郎 郡同 町大字折木字高倉一七番地

同 門馬 巧 郡同 町大字上北迫字土ケ目木五番地

同 鯨岡 孝行 郡同 町大字下浅見川字久保一番地

同 芳賀 吉幸 郡同 町大字上浅見川字大谷内五七番地

同 大和田義英 郡同 町大字下北迫字東町一四番地

同 渡邊 正俊 郡同 町大字上北迫字北の内前三番地

同 秋田 實 郡同 町大字折木字西の沢九三番地の一

同 鈴木 良平 郡同 町大字下北迫字新町八八番地
同 根本 敏行 郡同 町大字上浅見川字長畑一二七番地

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年一月九日付け定例第二千四十五号中

一四	下	一	二の3	二の2
----	---	---	-----	-----